

【実践報告】

チューター制度改定後の 3年間で振り返って

マスデン真理子・松瀬 成子

要 旨

本学では独法化以降平成17年度より、それまでのチューター制度に手直しを加え、より合理的な運用を目指す試みを行ってきた。これにより、19年度前期には改定前の条件で試算した場合の約半額の支出に抑えることができた。また改定で最も懸念される留学生の満足度も低下していないことがアンケート調査により明らかになった。しかしながら、生活面の支援をどの程度認めるかについては依然曖昧なままであり、チューターと留学生との摩擦の一因ともなっている。チューターの役割を規定する前提として、まず大学として留学生をどこまでサポートすべきか早急に議論されなければならない。

はじめに

本学では平成16年度の独法化を機に、平成17年度より指導時間の上限つき自由化、交換留学生の指導期間の短縮、チューター謝金単価の見直しを行い、平成19年前期からはチューター実施報告書に留学生が指導時間確認の署名をすることを義務づけるなど、より合理的なチューター制度の運用を目指した取り組みを続けてきた（マスデン・松瀬，2006）（マスデン・松瀬，2007）。

本稿ではまず、これらの改正が本学チューター制度運営にもたらした成果を見るため、平成16年から19年までの調査資料をもとに、改正前後で指導時間数および謝金額がどのように変化したか、また、指導時間数の自由化でチューター一人当たりの平均指導時間が約4割減少したが、これにより留学生の満足度等にどのような変化があったかを見る。

次に、残されたチューター指導の問題点の一つとして、指導時間数に占める生活面のサポートの比率の高さを取り上げる。専門や日本語などの指導とは直接関係のない生活面の支援や同居家族の世話等がどこまでチューター指導として認められるかが曖昧であること、またそれに起因する問題と大学の対応について考える。

1. 制度改正に伴うチューター指導の実態の変化について —平成16年から平成19年の調査をもとに—

本学ではチューター制度の運用について、「はじめに」で述べたような改善に取り組んできた。ここでは、これらの成果を検証するため、指導時間数、謝金額、チューター指導の実態の変化について、改定前の1年を含む4年間の調査の結果をもとに分析する。

1.1 指導時間数の変化について

独法化以前は、一人あたりのチューター指導時間は一律に1学期45時間と定められていたが、本学では前述のように平成17年前学期から上限45時間で自由化した。その結果、一人当たりの1学期の平均指導時間数が平成17年前学期に36.6時間に減り、翌年の平成18年後学期は34.4時間に減少（前年比で約6%減）した。

さらに、平成19年前学期は、チューター実施報告書への留学生による指導時間確認の署名欄設置に伴い、指導時間はさらに減少し、28.7時間（前年比で約17%減）となった。

平成17年度からの平均指導時間の減少率は図1に見られるように大きく下降しており、平成19年前学期の28.7時間は、一律45時間だった平成16年までと比較すると約36%の減少となっており、指導時間を自由化した成果が窺える。

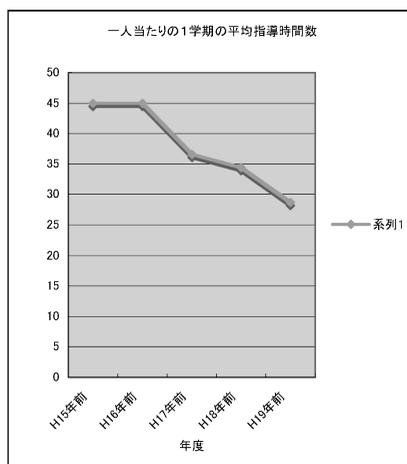


図1 一人当たりの1学期の平均的チューター指導時間数の変化

チューター制度改定後の3年間を振り返って

平成17年前学期から19年前学期にかけての指導時間の変化について学部別に比較すると、表1「1学期のチューター一人当たりの平均指導時間(学部別)」が示すように、平成17年度前学期から平成19年度前学期にかけて一人当たりの平均指導時間の減少は学部による違いが見られ、法学部・法学研究科22.4時間減、医学部・医学教育部12.9時間減、工学部・理学部・自然科学研究科9.9時間減と減少している。一方、留学生センターと文学部・文学研究科はほとんど変化が見られない。

表1 チューター一人当たりの平均指導時間(学部別)

留学生の所属学部	平成17年度前期 (総時間数、チューター数)	平成18年度前期 (総時間数、チューター数)	平成19年度前期 (総時間数、チューター数)
工学部、理学部、自然科学研究科	40.8 (1429時間, 35名)	41.1 (1312時間, 32名)	30.9 (989時間, 32名)
医学部、医学教育部	38.6 (424時間, 11名)	38.9 (583時間, 15名)	25.7 (77時間, 3名)
文学部、文学研究科	23.0 (414時間, 18名)	18.9 (207時間, 11名)	24.4 (122時間, 5名)
教育学部、教育学研究科	36.6 (256時間, 7名)	23.0時間 (138時間, 6名)	35.1 (351時間, 10名)
法学部、法学研究科	44.7 (268時間, 6名)	32.5 (195時間, 6名)	22.3 (200.5時間, 9名)
薬学部、薬学研究科	45.0 (135時間, 3名)	-----	41.3 (248時間, 6名)
留学生センター	-----	19.5 (39時間, 2名)	19.8 (79時間, 4名)
全学部合計	36.6 (2926時間, 80名)	34.4 (2474時間, 72名)	28.7 (2066.5時間, 69名)

チューター指導総時間数の減少の要因の一つと考えられるのは、上限の45時間の指導をしたとしたチューターの数が減少したことである。上の表1で大きく減少した学部では、上限の45時間まで指導したとするチューター数が平成19年前学期に大幅に減っていることが、表2「45時間の指導をしたチューター数(平成18年度前学期と19年度前学期の学部別比較)」で示されている。表1で平均指導時間数の減少率が最も大きかった法学部・法学研究科は、表2の45時間の指導をしたチューター数でも減少率が50%と最も高い。表1で減少率が高かった医学部・医学教育部、工学部・理学部・自然科学研究科もそれぞれ34%減、44%減であることから、上限の45時間の指導をしたとする

チューターの数、全体の指導時間数に大きな影響を与えていることがわかる。平成17年前学期から18年後学期までを見ると、平均指導時間が36.6時間から34.4時間へと約2時間減で、指導時間数の変化はさほどない。ところが、平成19年前学期には、28.7時間（前年比で約6時間減）となり、報告された指導時間は大きく減少した。平成18年前学期と19年前学期のチューターは同一の学生ではないため、この減少が平成19年前学期からの留学生の指導時間確認の署名のためと一気に結論づけることはできないが、表2からチューター指導時間を上限の45時間で報告していた傾向に、歯止めがかかったことが窺えるだろう。

表2 45時間の指導をしたチューター数（平成18年度前期と19年度前期の学部別比較）

留学生の所属学部	平成18年度前期	平成19年度前期
工学部、理学部、自然科学研究科	24名 (75%)	10名 (31%)
医学部、医学教育部	10名 (67%)	1名 (33%)
文学部、文学研究科	1名 (9%)	1名 (20%)
教育学部、教育学研究科	1名 (17%)	5名 (50%)
法学部、法学研究科	3名 (50%)	0名 (0%)
薬学部、薬学研究科	-----	4名 (67%)
留学生センター	0名 (0%)	0名 (0%)
全学部合計	39名 (54%)	21名 (30%)

指導時間がこのように減少してきたことにより、留学生センターの予算の中で大きな割合を占めていたチューター謝金もかなり節減できるようになった。次項で本学の謝金額の変化について見てみよう。

1.2 チューター謝金額の変化

指導時間の大幅な減少に加え、平成17年度からの謝金単価の改訂（一律時給約千円から院生900円、学部生780円に減額）により、本学のチューター謝金額は表3「チューター謝金額の変化」が示すように大きく減少した。

チューター制度改定後の3年間を振り返って

表3 チューター謝金額の推移

学期()内は チューター数	謝金総額	チューター一人当 たりの平均謝金額	備考(制度の変更)
平成15年度前期 (84名)	3,948,000円	47,000円	
平成15年度後期 (90名)	4,230,000円	47,000円	
平成16年度前期 (101名)	4,545,000円	45,000円	
平成16年度後期 (110名)	4,860,000円	44,182円	
平成17年度前期 (80名)	2,626,260円	41,684円	指導時間の自由化、 交換留学生の期間短 縮の実施、謝金額の 変更
平成17年度後期 (91名)	2,970,090円	32,638円	
平成18年度前期 (72名)	2,192,640円	30,453円	
平成18年度後期 (84名)	2,886,240円	34,460円	
平成19年度前期 (69名)	1,805,850円	26,171円	留学生の署名の義務 化

本学では法人化に伴い、前述したように、①指導時間の自由化（上限45時間）、②交換留学生の期間を半期に短縮、③謝金額の変更、④留学生の指導時間の確認の署名の義務化等の運用面の改革を行ってきた。どのくらいの金額が節減できたかを見るために、それ以前の条件で平成19年度前学期のチューター謝金を試算してみると、次のようになる。

まず、謝金単価を改定前の千円、指導時間数を45時間とする。チューター指導を受ける留学生数は、前年渡日の交換留学生33名も有資格者となるため102名となる。これで計算してみると、459万円という数字がはじき出されるが、実際に平成19年度前学期に支出された金額は180万円余りであり、1年間ではおよそ500万円の節約ができたことになる。こうして節減した予算を留学生センターの日本語補講謝金等に充てるなどして、留学生支援のためにより有効な予算の活用ができるようになった意義は大きい。

だが、このように大幅な予算削減が可能となったものの、果たしてチューター制度の質は十分保たれているのだろうか。次項で、3年にわたるチューター制度に関する留学生へのアンケート調査をもとに、この点について考えてみたい。

1. 3 チューター指導の満足度の変化

ー平成16年前学期から19年前学期の留学生に対するアンケート調査をもとにー

本学のチューター指導の時間は半減したが、指導の質を低下させることはなかっただろうか。チューター制度の改革は平成17年前学期から開始したが、筆者らはその前年の平成16年前学期から19年前学期にかけて計3回のチューター・アンケートを、ほぼ同じ質問項目で下記のように行った。

第1回調査

実施年月：平成16年7月

回答者：留学生80名（アンケート回収率79%）、チューター92名（91%）

第2回調査

実施年月：平成18年12月

回答者：留学生47名（アンケート回収率56%）

第3回調査

実施年月：平成16年7月

回答者：留学生47名（アンケート回収率68%）、チューター58名（84%）

4年間にわたるこれら3回のアンケート調査の結果をもとに、チューター指導の実態の変化をさぐるが、第2回の調査は留学生のみに実施したため、ここではチューターに対する調査結果は加えず、留学生の回答のみを使用する。また、第3回では質問事項が増えているが、考察では共通項のみを取り上げる。

1. 3. 1 1週間の指導時間数

1. 1 で見たようにチューターが申請した指導時間数は、平成17年の指導時間自由化を受けて大幅に減少したが、指導時間数は実際にこのように変化したのだろうか。

これを確認するために留学生に対するアンケートで、チューターの指導時間は週平均で何時間ぐらいかと質問した。チューターの申請した指導時間数と、留学生の捉えた指導時間数にずれがなければ、この質問の回答は指導時間の自由化に連動し、大幅に減少するはずである。ちなみに、19年度前学期の一人当たりの平均指導時間（28.7時間）は自由化前に比べ約4割減（37%減）となっている。

図2「1週間にチューター指導は何時間？（留学生の回答）」を見ると、指導時間数の分布は週1～2時間が最も多く、この傾向は指導時間が一律45時間であった16年前学期も変わらない。また、全く指導してもらっていないと答えた留学生が平成16年前学期と18年後学期に、それぞれ6%、17%いたが、平成19年度前学期には全くいない。一方、週平均4時間以上の指導をしたチューターが平成19年前学期には約3割いたが、これは1学期で60時間の指導がなされたと予想され、謝金以上の指導をしているチューターが少なくないことがわかる。

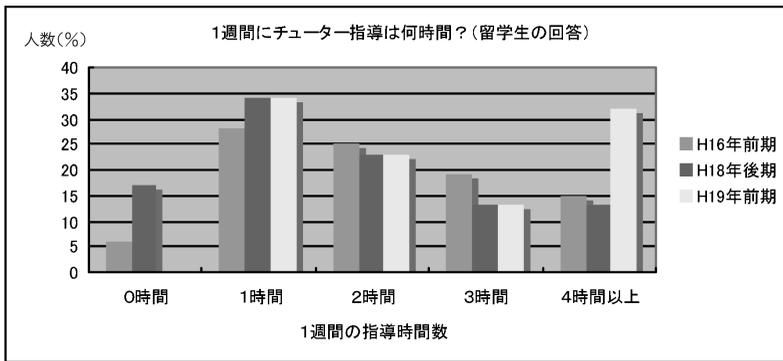


図2

1.3.2 チューターはどの程度役に立っているか（満足度）

下の図3で「チューターは役に立っているか？」という問いに対し、「全く役に立っていない」や「ほとんど役に立っていない」という否定的な意見はどの年度も1%未満で、大多数の留学生がチューターの存在を肯定的に認識しており、「わりと役に立っている」や「とても役に立っている」という回答が大半であることが分かった。

平均指導時間が大きく減少した平成19年前期においても、チューターがとても／わりと役に立っていると答えた留学生が8割を超えており、留学生がチューターに感じる満足度は依然として高く、平均指導時間の減少による否定的な影響は特段見受けられない。

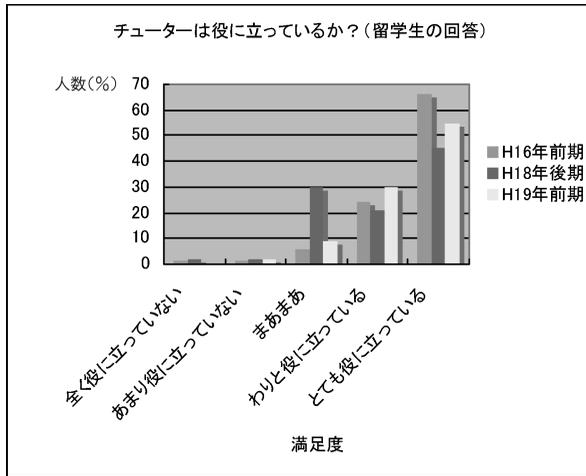


図 3

以上、指導時間が一律であった平成16年度から、指導時間が約4割減少した平成19年度にかけて、留学生に対するアンケート調査の結果をみると、留学生がとらえる指導時間数や満足度に大きな変化は見られなかった。すなわち、指導時間の自由化等の改革により、チューター指導の質は損なわずに、留学生のニーズにあったより合理的なチューター指導が実践できるようになったと言えるのではないだろうか。

2. 現状の問題点 —生活面の支援のあり方について—

2.1 生活支援が全体の33%

チューターは主にどのような指導をしているのだろうか。チューター謝金支払いのため、チューターは毎月「チューター実施表」を大学に提出している。この実施表にはいつ、どんな内容で(主に①研究・学習の指導、②日本語の指導、③生活面の支援の三つに大別している)、何時間行ったかが記録され、その下に留学生が確認の署名をする。平成19年前学期のチューター実施表(チューター69名全員が提出)の実施内容と時間数を分析すると、これら三つの指導内容の中で最も多いのは、研究・学習の指導(指導時間全体の46%を占め、923.5時間)、次いで生活面の支援(33%, 669時間)、日本語の指導(21%, 434時間)となっており(図4参照)、留学生の生活面のサポートに充てられる時間が、チューター指導の三分の一を占めていることがわかった。

2.2 指導内容が偏っている留学生の特性

図4が示すように、平均すると三分の一が生活面の支援に費やされていることになるが、個別に見ると留学生によって指導内容の偏りが大きい。研究・学習や日本語の指導が主だという留学生もいる一方、チューター指導時間のほとんどが生活支援に費やされるというケースもある。平成19年前期の平均的なチューター指導時間数は一人当たり28.7時間であるが、生活、研究・学習、日本語だけでそれぞれ29時間を上回る留学生は表4「29時間～45時間のチューター指導を、生活支援／研究・学習の指導／日本語指導にかけた留学生の割合」の通りである。

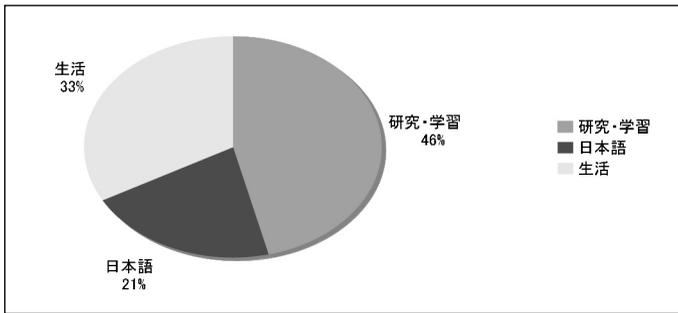


図4 「チューター指導の内容」

表4 「29時間～45時間のチューター指導時間を、生活支援／研究・学習の指導／日本語指導にかけた留学生の数」（平成19年前学期）

	① 生活支援	② 研究・学習の指導	③ 日本語指導
留学生数	7名	11名	3名
理系／文系	理系（7名）	理系（7名） 文系（4名）	理系（1名） 文系（2名）
学籍	院生・研究生（7名）	院生・研究生（5名） 学部生（4名） 交換留学生（2名）	交換留学生（2名） 院生・研究生（1名）

研究・学習のみに45時間の指導を受けた留学生はいない。他方、生活面の支援に多くの時間を費やしているのは理系の院生・研究生である。29時間以上の生活支援を受けた留学生は全体の1割近い7名おり（全員理系）、そのうち指導時間の上限である45時間受けている留学生も3名いる。また、29時

間以上の日本語指導を受けている留学生 3 名のうち 2 名が45時間すべてを日本語指導に充てている。

2. 3 生活面の支援の具体例

チューター指導の大半が生活支援だという留学生が、平成19年度前学期にチューター指導を受けた留学生全体の 1 割いるが、このような留学生は具体的にどのような生活面の支援を受けているのだろうか。チューター報告書やチューター連絡会の記録から、以下のような支援の例があげられた。

①入学直後の手助け

- ・学外の諸手続き（外国人登録や国民健康保険の申し込みのため市役所へ同行、銀行や郵便局の口座開設、携帯電話の加入、インターネットの手続き）
- ・生活用品の買い物（自転車、電子辞書、日用品、食料品など）

②同居家族の世話

- ・家族の来日の際の市役所での諸手続き
- ・配偶者の出産に関する手伝い（産婦人科への同行、保健所への同行、母子手帳の説明を受ける、市の助産制度への申請）
- ・子の予防注射や健康診断のため保健所や病院に同行
- ・子の保育園／幼稚園／小学校等の入園・入学手続き（書類作成など）や諸連絡

③転居の世話

- ・アパート探し（不動産の資料を見る、現地に同行）
- ・アパートの契約、家賃の振込
- ・引っ越しの手伝い、買い物（家具や電気製品）、水道／ガス／電気会社への連絡
- ・県営／市営住宅の応募書類の記入、説明会への同行

一部ではあるが、家族を呼び寄せている留学生のチューターは、配偶者や子どもの世話まで依頼されており、家族の世話に戸惑いを感じるチューターも少なくない。それでは、チューターの仕事はどのように規定されているのだろうか。

2.4 チューターの仕事の範囲

チューターは学習・研究に限らず、日常生活の面でも支援するべきだという考えが一般的だと思われる。『留学生交流執務ハンドブック』（平成15年度）に、チューター制度の運用方法について以下のように述べられている。

チューターには、留学生の指導教官の推薦に基づき、原則として当該大学等で留学生の専攻する分野に関連のある日本人学生（大学においては大学院生）を選定し、各留学生の学習・研究指導（予習・復習の手伝い）を中心に、日本語指導、日常の世話（学内外の案内、諸手続きのための官庁等への同行、買い物、宿舎探しの補助）を行わせることとしています。（下線は筆者）

生活面の支援に関しては常識的な範囲内での運用が望まれるが、現実にはその「常識」が留学生とチューターの間で一致しないことがある。例えば、ある留学生は引っ越しでトラックを頼むと出費がかさむので、チューターに車を出してほしいと言ってくる。日頃手続きの手伝いなどをしているチューターは、これはチューターの仕事だろうかと疑問に思いつつも、留学生に手伝ってと言われれば断りにくい。このような相談事例をもとに、本学の『チューターの手引き』（留学生用）ではQ&A形式で、先のような事例を取り上げて、次のようなアドバイスをしている。

「大学がチューター謝金を払うのは、専門の勉強か日本語の手伝いのどちらかに関連する仕事についてです。引っ越しの車を出すことは、どちらでもありませんから、チューターの仕事として頼むことはできません。」

しかし、日本語力が極めて低い留学生の場合、その同居家族の世話を「日本語の手伝い」と見なし、チューターに依頼できると考える者がいる。「日常の世話」や「日本語の手伝い」がチューター指導に含まれてはいるものの、言うまでもなくチューターは留学生の学外の生活について丸ごと引き受けて世話をするわけではない。生活面の支援のどこまでがチューターの仕事の範囲かについて明確な指針を示すことが必要である。そのためには、まず大学がどこまでを留学生支援の範囲とするかを明確にしておかなければならない。

大学の組織としての使命はあくまでも教育であり、日本人学生であれ、留学生であれ、その生活面については自身で責任を持つのが基本である。とはいうものの、渡日まもない留学生に生活面の自立を要求するのは難しく、現

状ではチューターに補助を依頼する形をとらざるを得ないだろう。

この他に、チューターの仕事とは何かを考えるにあたって、今後問題になることが予想されるのが、留学生自身が別の留学生のチューターを務めるケースである。チューターの資格は同じ専攻の日本人大学院生が原則であるが、本学では例外的なケースとして、学部レベルの交換留学生に対しては学部生を、また日本語でも英語でもコミュニケーションが不十分な留学生には同国の留学生がチューターになることを認めている。しかし、2年ほど前から留学生がチューターになるというケースが稀ではなくなってきた。平成19年度前期は3人（全体の4%）おり、中には同じ学部の2年生に3年生の留学生がチューターとしてつくという異常なケースも現れた。チューター指導では日本語のレポートの添削など日本語面のサポートも重要な仕事であり、またチューター指導を通して留学生と日本人学生が交流をするという機会ともなっている。この点から、日本語指導や留学生との交流の面でも、日本人大学院生がチューターになることが重要であり、チューターの資格は日本人大学院生が原則であるということを、指導教員がチューターを推薦する際に改めて強調したい。

おわりに

チューター制度は本学の留学生支援の一つの大きな柱であり、制度の運営の見直しをする過程で、チューターのみならず、チューター指導を受ける留学生の声を聞くことができた。その中でさまざまな問題点が浮かび上がり、それをひとつひとつ解消する試みとして、平成17年度より指導時間の上限つき自由化やチューター実施表への留学生の署名などの改善策を講じてきた。これらの改革により、質を落とすことなく、チューター謝金を大きく減額することができたと思われる。

チューター指導の中で生活面の占める割合は三分の一と高く、生活面の支援を主に受ける留学生が約1割いたが（全員理系の院生・研究生）、この1割の留学生は日本語が話せればこれほどチューターに頼る必要はなかったであろう。本学では来年度から自然科学研究科で全面英語化プログラムが始まり、授業や研究をできるだけ英語で行えるよう環境を整える方針のようだ。これにより日本人学生の英語力が向上することが期待されている。また、学習や研究が英語のみでできるとすれば、一部の留学生には歓迎されるだろう。だが、留学生も大学から一歩外に出れば生活者である。日本に暮らす以上、

日本語が話せなければ様々なトラブルに出会う可能性が高く、現にそのような問題も起きている。現実問題として、チューターに頼ってばかりはいられない。ここで改めて、留学生の日本語力の必要性についても強調しておきたいと思う。

今後のチューターに関する課題としては、生活面の支援に対し大学としてどう対応すべきかを考え、チューターの仕事内容の明確化を進めていきたい。また、これまで行ってきたチューター連絡会に加えて、筆者らの専門分野である日本語教育および異文化理解教育の視点から、チューターに対して、多文化共生のための日本語によるコミュニケーション能力を高めるための研修等を実施していきたいと考えている。

参考文献・参考資料

- マスデン眞理子・松瀬成子（2006）「よりよい留学生支援体制の構築に向けて ―チューター制度を考える」『熊本大学留学生センター紀要』第9号、熊本大学留学生センター
- マスデン眞理子・松瀬成子（2007）「チューター制度の改善とチューター支援」『熊本大学留学生センター紀要』第10号、熊本大学留学生センター
- 『熊本大学チューターの手引き』（2006）熊本大学留学生センター
- 『留学生のためのチューター利用の手引き』（2007）熊本大学留学生センター
- 留学交流事務研究会（編著）『留学交流執務ハンドブック』pp167-168（平成15年）第一法規株式会社

資料1 チューター指導についてのアンケート（留学生用）

留学生センター、2007年8月

【アンケートの目的】

このアンケートはチューターの指導の実態を把握し、チューター制度の改善の糸口を探ることを目的としています。なおこのアンケートは統計処理にのみ使用し、回答者個人の情報が開示されることはありません。

あなたの学部：_____学部 _____学科 名前（ ）

あなたの学籍：（ ）学部生、（ ）大学院生、（ ）研究生、（ ）交換留学生

2007年4月から7月までのチューター指導についてお聞きします。

1. あなたはチューターに、平均して週に何回くらい会いましたか。
（ ）全く／ほとんど会わなかった（ ）1回 （ ）2回
（ ）3回 （ ）4回 （ ）5回以上
2. あなたは平均して週に何時間くらいチューター指導を受けましたか。
（ ）全く／ほとんど受けていなかった（ ）約1時間 （ ）約2時間
（ ）約3時間 （ ）約4時間 （ ）約5時間以上
3. 次の1) -5) について、チューター指導全体の何%くらいの時間をかけましたか。
 - 1) 専門の勉強に関する事 -----（ ）%ぐらい
 - 2) 日本語に関する事 -----（ ）%ぐらい
 - 3) 学内・学外の生活に関する事 -----（ ）%ぐらい
 - 4) おしゃべり -----（ ）%ぐらい
 - 5) その他→【どんなこと？ 】 -----（ ）%ぐらい
4. 3のチューター指導の時間のかけかたについて、どうでしたか。
 - 1) 専門の勉強に関する事
（少な過ぎた）1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5（多過ぎた）
 - 2) 日本語に関する事
（少な過ぎた）1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5（多過ぎた）
 - 3) 学内・学外の生活に関する事
（少な過ぎた）1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5（多過ぎた）
 - 4) おしゃべり
（少な過ぎた）1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5（多過ぎた）
 - 5) その他→【どんなこと？ 】
（少な過ぎた）1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5（多過ぎた）
5. 全体的に見てチューターはどの程度、役に立ちましたか。
（全く役に立たなかった）1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5（とても役に立った）

チューター制度改定後の3年間を振り返って

6. 4月から7月までの各月のチューターの必要度はどれくらいでしたか。
- 1) 4月
(全く必要ではなかった) 1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5 (非常に必要だった)
 - 2) 5月
(全く必要ではなかった) 1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5 (非常に必要だった)
 - 3) 6月
(全く必要ではなかった) 1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5 (非常に必要だった)
 - 4) 7月
(全く必要ではなかった) 1----- 2 ----- 3----- 4 ----- 5 (非常に必要だった)
7. チューターと話す時、何語で話しましたか。
(日本語以外の言語のみ) 1----- 2 ----- 3(半々) ----- 4 ----- 5 (日本語のみ)
8. チューター指導で、何か問題がありましたか。
- 1) チューターが忙しくて、会えなかった。
(全く問題なかった) 1----- 2 ----- 3(時々)----- 4 ----- 5(いつも問題だった)
 - 2) 言葉が通じなかった。
(全く問題なかった) 1----- 2 ----- 3(時々)----- 4 ----- 5(いつも問題だった)
 - 3) 専門の勉強を教えられなかった。
(全く問題なかった) 1----- 2 ----- 3(時々)----- 4 ----- 5(いつも問題だった)
 - 4) その他→【**どんなこと?**】
(全く問題なかった) 1----- 2 ----- 3(時々)----- 4 ----- 5(いつも問題だった)
9. チューター指導について感じることを、自由に書いてください。

アンケートご協力ありがとうございました。

資料2 1週間の指導時間数について - 留学生の回答者数の割合 (%)

	H16年前期	H18年後期	H19年前期
0時間	6	17	0
1時間	28	34	34
2時間	25	23	23
3時間	19	13	13
4時間以上	15	13	32

資料3 満足度について - 留学生の回答者数の割合 (%)

	H16年前期	H18年後期	H19年前期
全く役に立っていない	1	2	0
あまり役に立っていない	1	2	2
まあまあ	6	30	9
わりと役に立っている	24	21	30
とても役に立っている	66	45	55

*留学生の回答者数は、H16年前期は80名、H18年後期は47名、H19年前期は47名。